

京都市人権文化推進計画

平成26年度事業計画

京 都 市

目 次

1 重要課題別の取組

• 全般	1－ 1
• 女性	1－ 5
• 子ども	1－ 7
• 高齢者	1－10
• 障害のある人	1－13
• 同和問題	1－16
• 外国人・外国籍市民	1－18
• 感染症患者等	1－20
• ホームレス	1－21
• その他の課題	1－23

2 各局区別の取組

• 各局区等共通	2－ 1
• 環境政策局	2－ 2
• 行財政局	2－ 3
• 総合企画局	2－ 4
• 文化市民局	2－ 7
• 産業観光局	2－16
• 保健福祉局	2－17
• 都市計画局	2－29
• 建設局	2－30
• 会計室	2－31
• 北区役所	2－32
• 上京区役所	2－34
• 左京区役所	2－36
• 中京区役所	2－38
• 東山区役所	2－40
• 山科区役所	2－42
• 下京区役所	2－44
• 南区役所	2－46
• 右京区役所	2－48
• 西京区役所	2－49

• 西京区洛西支所	2-51
• 伏見区役所	2-53
• 伏見区深草支所	2-55
• 伏見区醍醐支所	2-56
• 市会事務局	2-58
• 選挙管理委員会事務局	2-59
• 監査事務局	2-60
• 人事委員会事務局	2-61
• 消防局	2-62
• 交通局	2-67
• 上下水道局	2-69
• 教育委員会事務局	2-71

京都市人権文化推進計画

平成26年度事業計画について

○ 概要

京都市人権文化推進計画は、その進行管理として、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画を策定し、施策の実施状況の点検を行うこととしています。同計画は第1章（基本的な考え方）、第2章（各重要課題について）、第3章（施策の推進と重点項目）、第4章（計画の推進）からなりますが、平成17年3月の策定以来5年が経過した平成22年3月に、その間の社会状況の変化に応じて内容を見直し、計画を改訂しております。

なお、進行管理については第2章から第4章までを対象としています。

本書は大きく【重要課題別の取組】と【各局区別の取組】で構成しています。

【重要課題別の取組】は、人権文化推進計画において、解決すべき人権上の重要な課題として掲げた項目（女性、子どもほか）に対し、その全般に係る教育・啓発、相談・救済と、各重要課題について、策定以降の現状と課題及び今年度の主な取組を示しています。（主に第2章及び第3章に対応）

【各局区別の取組】は、人権文化推進計画のほか各局区の分野別計画等に基づく、人権文化の構築に関わる事業について、「事業名」、「（昨年度の）取組実績」、担当課及び分類を示しています。分類は、それぞれの事業の内容に応じて、

- ① 教育・啓発（人権尊重の精神のかん養及び理念の普及）
- ② 保障（人権を十分享有できなかったり、人権を侵害されるおそれがある状況の改善）
- ③ 相談・救済（実際に人権侵害された場合に、相談等に適切に対応する）
- ④ 推進体制・職員研修（人権施策の推進体制や職員研修、関係機関との連携等）

の別を示し、計画全般（第1章を除く。）に対応しています。

○ 重要課題別の取組について

人権文化推進計画に掲げた重要課題の全般及び個別の課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人・外国籍市民、感染症患者等、ホームレス、その他の課題）のそれぞれについて、計画策定以降の各課題の現状と課題及び今年度の主な取組とその所管局を示しています。

○ 平成26年度事業計画について

取組事業数 475 事業

(内訳)

継続事業数 455 事業

改善等事業数 13 事業

新規事業数 7 事業

新規事業について、()内は「2.各局区別の取組」の(所管局 番号 掲載ページ)を示しています。

- ・ゼスト御池等における啓発（文化市民局 ①） … 2-7ページ
- ・京都市居住支援協議会（保健福祉局 ①） … 2-17ページ
（都市計画局 ①） … 2-29ページ
- ・憲法月間人権啓発（右京区 ①） … 2-48ページ
- ・「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施（消防局 ①） … 2-62ページ
- ・「こども110番のくるま」の取組の実施（交通局 ①） … 2-67ページ
- ・「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進（教育委員会事務局 ①） … 2-71ページ

1 重要課題別の取組

全 般

【現状と課題】

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

本市においては、日々のくらしのなかに人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた人権文化を築いていくことにより、すべてのひとがいきいきとくらせるまちをめざしている。

その一方で、依然として様々な人権問題の存在が指摘されており、本市では、平成17年に策定し、その後の社会状況の変化に応じて内容を見直す形で平成22年に改訂した人権文化推進計画に掲げている「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障害のある人」、「同和問題」、「外国人・外国籍市民」、「感染症患者等」、「ホームレス」や、「その他の課題」を、人権上の重要課題として、その解決のために、各部局及び関係機関等との連携・協働のもと、人権問題に関する教育・啓発や、相談・救済などの具体的な取組を積極的に進めている。

また、近年、学校教育の場におけるいじめや体罰をはじめ、職場でのパワーハラスメント、個人のプライバシーに関する情報の流出などの問題が大きく取り上げられている。このような問題に対処すべく、関係機関との連携を図り、具体的かつ迅速な予防策、救済策の実施に積極的に取り組んでいく。

【26年度の主な取組】

- 市民や企業等に向けて、人権情報誌を年2回発行する。市民の人権問題に対する関心と身近な人権問題に対する理解を深めることを目的とした人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」、企業に対し人権尊重を基盤とする企業活動等を促すことを目的とした企業向け人権情報誌「ベーシック」の2誌を新たな人権総合情報誌として統合し、5月の憲法月間及び12月の人権月間に発行することで、市民や企業など社会の構成員が共に人権について学び、考え、深め、互いを認め、支え合う人権文化の息付くまちづくりの推進のための啓発に取り組む。（文化市民局49 2-13頁）

- 企業に対し、就職の機会均等を保障した公正な採用選考の呼び掛け、時宜を得た人権啓発講座の開催等により、企業内における人権研修の実施をはじめとする人権尊重を基盤とする企業活動の推進を支援する。

（文化市民局65 2-14頁）

- 市民や企業等が実施する人権に関する研修や学習会を行う際に、研修の相談、講師の派遣や啓発ビデオ・DVD の貸出し、啓発資料の提供等を行う「人権啓発サポート制度」の新たな教材として、設問集を作成し、ホームページ等を通じた活用を図る。

(文化市民局 2 8 2-10 頁, 文化市民局 5 6~5 8 2-13, 2-14 頁)

- 様々な人権問題について考える機会を提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして広く発信することを目的に、難しいイメージのある「人権」を、明るくユーモアあふれるマンガと四字熟語で表現する「四字熟語人権マンガ」の募集を行う。

(文化市民局 4 2 2-12 頁)

- 幅広い市民に対して、人と人との交流の大切さや人権問題について、考える機会を提供することを目的に、ステージでのトークやコンサートを中心としたイベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を実施する。

(文化市民局 4 3 2-12 頁)

- 多数の市民が訪れるゼスト御池地下街で、人権啓発パネル展及びライブを行い、パネル展を通じて人権についての幅広い知識を習得してもらうとともに、ライブを通じて人権について考え、豊かな人権感覚を身に付けてもらうきっかけを提供する。また、同地下街のマルチビジョンを活用し、より効果的な取組を行う。

(文化市民局 1 2-7 頁)

- 人権文化推進計画に基づき毎年度取りまとめる取組実績・事業計画の中から、取組の一部を分かりやすく紹介する「京都市人権レポート」を発行する。

(文化市民局 3 0 2-10 頁)

- 本市の人権に関わる相談窓口関係機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」において、相談機関相互の連携や情報交換を行い、市民からの人権に関わる相談の円滑な取次と、情報の共有を進めるとともに、相談窓口の広報を実施していく。

そのための具体的な取組として、市民が抱えている人権上の問題について適切な機関に相談できるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を発行する。

(文化市民局 3 1, 3 6 2-11 頁)

- 市バス・地下鉄利用者を含めた多くの市民の人権擁護思想の普及高揚を図るため、交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発ポスターを掲出する。
(交通局 6 2-67 頁, 14 2-68 頁)
- 行政上の人権相談・救済の柱である人権擁護委員の行う人権相談を市民に広く周知するとともに、市民が人権侵害等について相談できる機会を幅広く提供するため、京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として人権擁護委員による特設相談を実施する。
(文化市民局 27 2-10 頁)
- 高齢者や障害のある方を含め、すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったバリアフリーのまちづくりを推進するため、建築物等のバリアフリー化については、建築物を建築する際に、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。さらに、公共建築物の新築・増改築時には、バリアフリー条例の施設整備基準やユニバーサルデザインに配慮した設計に取り組み、段差の解消、エレベーターの設置、多目的トイレの設置等のバリアフリー化を推進するとともに、既存の公共建築物については、平成14年度から18年度までに行ったバリアフリー調査の結果に基づき、施設所管局とともに、バリアフリー改修を促進する。
(都市計画局 3 2-29 頁)
- 高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、「京都市交通バリアフリー全体構想」(平成14年度策定)及び「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」(平成23年度策定)に基づき、駅や道路等のバリアフリー化を推進している。
平成26年度は、桃山地区、阪急嵐山地区、松尾大社地区、上桂地区のバリアフリー化に向けた整備内容等を定める「移動等円滑化基本構想」を策定するとともに、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」を推進する。
また、「移動等円滑化基本構想」に基づき、鉄道事業者が実施する駅のバリアフリー設備の整備費について補助金を交付する。
併せて、鉄道駅のホームにおける旅客の転落防止対策を推進するため、鉄道事業者が実施する内方線付き点状ブロック等の整備費について補助金を交付する。
(都市計画局 5 2-29 頁)
- すべての人が利用しやすいように地下鉄駅の施設を整備するとともに、子

どもや高齢者並びに障害のある人などにも安全で容易に乗り降りできるよう、ノンステップバスの充実を図る。 (交通局 2, 4 2-67 頁)

- 年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、だれもが暮らしやすい社会を実現するための取組の一環として、サービス分野におけるユニバーサルデザインに対する市民、事業者の関心を高めることを目的に、誰もが利用しやすいサービスや店舗の普及につなげる「だれもが利用しやすいサービス」を提供することを宣言した店舗等にステッカー及び宣言書を交付し、これらの店舗の取組状況をホームページ等を通じて市民に公開する「人にやさしいサービス宣言」事業について、継続して実施する。

(保健福祉局 2 2-17 頁)

- 女性や子ども、高齢者等を含めた市民全てを対象に、いざというときに備えて、防火防災に対する知識を持ってもらうために、消火実験会や地震対策訓練、防火防災に関する講習などを市内の各地域において実施する。

(消防局 9 2-62 頁)

女 性

【現状と課題】

配偶者暴力防止法, 育児・介護休業法, 男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正, 次世代育成支援対策推進法の制定など, 男女の雇用機会均等や仕事と家庭生活の両立支援等, 男女共同参画社会づくりに向けての制度面での整備は着実に進んでいる。しかし, 男女間の賃金格差のほか, 依然として男性に比べ, 管理職に占める女性の割合は低く, 家事・育児・介護における女性の負担は大きいなど, 課題も多い。

ドメスティック・バイオレンス(DV)をはじめとする女性に対する暴力は, 女性に対する重大な人権侵害であり, 早期根絶を図るべき問題である。

平成19年度に京都市が実施した調査によると, 女性の約3割が配偶者や恋人から何らかの暴力を受けたことがあると回答している。また, 平成23年10月に開所した京都市DV相談支援センターにおける相談件数も右肩上がりに伸びているが, 今後も引き続き相談機関の周知に努め, 被害者支援を進める。

本市では,「第4次京都市男女共同参画計画 きょうと男女共同参画推進プラン(平成23年度～平成32年度)」において, 社会経済情勢の変化, 市民意識や日常生活の状況, 第3次京都市女性行動計画での課題を踏まえ, 従来からの「雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」, 「家庭生活における男女共同参画」, 「意思決定の場への男女の均等な参画の推進」など男女共同参画を推進する取組を引き続き進めるほか, 「DV対策の強化」と「仕事と家庭, 社会貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」の推進」を重点分野として位置付け, 積極的な取組を進めている。

【26年度の主な取組】

＜DV対策の強化＞

- 本市におけるDV被害者の支援策をとりまとめたDV対策基本計画(平成23年3月策定)を基に, 総合的・計画的にDV対策の取組を進めていく。また, 京都市ドメスティック・バイオレンス(DV)相談支援センターにおいて, 関係機関と連携しながら, 相談から自立支援まで, 継続的な被害者支援に重点的に取り組む。

女性に対する暴力の防止, 特にDVへの対策として, 住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を実施するとともに, 関係機関, NPO団体等との連携の強化や, 緊急一時保護施設(民間シェルター)を運営する団体に対する家賃相当の補助を行う。

さらに, 男性被害者や加害者の相談の受け皿として, 平成25年度から開

始した、男性カウンセラーによる「男性のためのDV電話相談」専用窓口を引き続き実施していく。
(文化市民局 7 ～ 1 2 2 - 8 頁)

<真のワーク・ライフ・バランスの推進>

- 真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を、京都市役所を横断する体制で検討し、市民一人一人が仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる真のワーク・ライフ・バランスを定着させる。

中小企業に対する支援としては、平成24年度に創設した京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助制度の運用や「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰を引き続き実施する。

また、専門的な知識や経験を有するアドバイザー派遣や、企業対象セミナーの開催等を通じて、働く場における男女共同参画の取組の促進に努める。

市民への啓発活動としては、平成24年度に決定したロゴマークを活用して言葉を周知するとともに、平成25年度から「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード表彰を実施し、仕事と家庭生活や地域活動、社会貢献活動を両立させている市民の身近な好事例の発掘・発信を行っている。

平成26年度は「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート事業として、相談コーナーや情報掲示版等の機能を有するWEBを本格稼働させる。

その他、婚活支援事業についても新たな補助制度の創設など事業を拡充して実施する。
(文化市民局 3 2 - 7 頁)

<ウィングス京都>

- 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」において、男女共同参画の視点から身近なテーマを取り扱う各種講座を開催する。また、女性のための一般相談（電話相談・面談相談）に加え、「女性への暴力相談」（面談相談）や男性カウンセラーによる「男性のための相談」（面談相談）、「男性のためのDV電話相談」などの相談事業を行う。

(文化市民局 5, 6, 1 1 2 - 7, 2 - 8 頁)

子　ど　も

【現状と課題】

子どもの人権を尊重し、子どもにとっての最善の利益を実現するため、「京都市未来こどもプラン」に基づき、市民と行政が一体となったネットワークの充実・強化に努め、近年増加傾向にある児童虐待（本市における平成24年度の虐待に関する相談・通告件数は1,157件）をはじめとする子どもの人権侵害に対して、より迅速で的確かつ身近な支援体制を構築する。

児童虐待については、子どもの心身を深く傷つけ、命をも奪いかねない深刻な人権問題であることを踏まえ、社会全体で子育てを支え合い、子どもが健全に育成されるための意識啓発と虐待防止に向けての取組の充実を図る。

また、学校やスポーツの指導の場における体罰の問題がある。教員による体罰は、学校教育法で明確に禁止されているが、全国的に体罰事件は後を絶たない状況にある。世論調査などで体罰を容認する意見も見受けられるが、体罰によって子どもが受ける身体的・精神的苦痛は計り知れないものであり、本市としては、体罰は個人の尊厳を著しく傷つける決して許されない行為であるとの認識の下、その根絶に一層取り組んでいく。さらに、「いじめ」の問題も非常に深刻な問題であり、「いじめ」が原因で自殺に追い込まれたり不登校になるおそれもあるため、いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下、学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめを許さない学校・学級・仲間づくりや、子どもの規範意識を育むための取組の更なる充実を図る。

なお、言うまでもなく、学校においては、いじめや暴力などの問題行動、不登校、児童虐待等の兆候を普段の子どもの言動や様子の変化から敏感に感じ取り、組織的な体制のもとに、その予防や適切な対応に努める必要があり、教員研修などを通じて一人一人の教員の力量の向上を図る。

【26年度の主な取組】

○ 全市レベル及び各区・支所レベルで設置している「要保護児童対策地域協議会」を通じて、関係機関同士の円滑な連携を図り、虐待等により保護や支援を必要とする児童の支援を行う。

また、各区・支所福祉部に設置する「子ども支援センター」において、相談・カウンセリングや子どもの健全育成と子育てに関する総合相談の実施などに取り組むほか、「地域子育て支援ステーション」に指定した保育所（園）・児童館において、子育て相談や子育て講座の開催、育児に関する情報提供等を行う。

さらに、地域の子育て応援者が赤ちゃんの誕生した家庭を訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じるなど、地域で子育てを応援する関係をつくる。
(保健福祉局 39, 40 2-21 頁)

- 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境で養育する制度である「里親制度」の普及啓発及び里親研修の実施や援助者の派遣など里親に対する支援を行う。

(保健福祉局 38 2-21 頁)

- 次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として平成19年2月に制定した「子どもを共に育む京都市民憲章」の普及啓発を行う。また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」(平成23年4月施行, 平成26年3月一部改正)に基づき、「推進協議会」の開催や毎年度の取組目標である「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、「子どもを共に育む京都市民憲章の日」(毎年2月5日)を契機とした啓発活動等を通じて、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場での実践行動が更に広がるよう推進していく。
(保健福祉局 43 2-21 頁, 教育委員会)

- 子ども支援専門官の配置や、児童虐待ケースについての学校・園から児童相談所への定期的な情報提供などにより、児童相談所との密接な連携を図るとともに、各学校・園において児童虐待の未然防止、早期発見から再発防止に向けた取組を推進する。また、児童虐待等に焦点を当てた、学校におけるソーシャルワーク実践研修(教職員研修)を充実する。

(教育委員会 24 2-74 頁)

- 教育相談総合センター(こども相談センターパトナ)において、不登校、いじめなど、子どもの教育上のさまざまな問題や、心のケアを要すると思われる気がかりな点、子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーによる来所相談を行う。
(教育委員会 44 2-77 頁)

- 「京都市児童生徒登校支援連携協議会」や「不登校フォーラム」等の開催など、不登校児童生徒への支援に向け、多様な関係機関等の連携のもと、総合的な取組を実施する。

また、不登校、いじめ、少年非行の低年齢化や児童虐待の深刻化、発達障害等、今日的な教育課題の早期発見、早期対応や予防的な取組をさらに充実

するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置拡充する。
(教育委員会 25 2-74 頁)

- 平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、これまでのいじめに関する取組を踏まえた本市及び市立学校における「いじめ防止基本方針」の策定をはじめ法の実践に関して必要な事項を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(教育委員会 1 2-71 頁)

- 学校・幼稚園に在籍するLD等の発達障害の子どもたちに対して、きめ細やかな指導・支援を行うため、総合育成支援員や常勤・非常勤講師の配置や、ボランティアの活用促進を進めるなど一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行う体制の充実を図る。(教育委員会 14 2-73 頁)

- 子育て支援総合センターこどもみらい館において、子育て支援の観点から、乳幼児の子育てに不安や悩みを持つ保護者等がいつでも気軽に相談できるよう、臨床心理士等が応じる子育て相談、専門医が応じる健康相談、市民ボランティアが応じる電話相談、保育・教育の専門家が応じるこども元気ランドでの気軽な相談など「子育てなんでも相談」を実施する。

(教育委員会 46 2-77 頁)

高 齢 者

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、介護者等による高齢者への虐待などの人権上の問題が生じ、高齢者の自立した生きがいのある健やかな暮らしが妨げられている。また、高齢者は弱者であるといったイメージを抱きがちであるが、高齢者を画一視することなく、市民自らが高齢者問題について考え、理解と関心を深める取組が必要である。

このため、「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、自己実現できる社会の実現のための取組を推進するほか、権利擁護制度の普及・啓発や総合的な高齢者虐待防止施策の推進に努める。

【26年度の主な取組】

- 平成17年度に実施した高齢者虐待防止ネットワーク運営事業の成果や高齢者虐待防止法の施行を踏まえ、地域の関係者や介護サービス事業者等を中心とした「早期発見・見守りネットワーク」、福祉事務所や地域包括支援センター等を中心とした「保健医療福祉等介入ネットワーク」、長寿すこやかセンターを中心とした「専門機関ネットワーク」を構築し、高齢者への虐待を防止する。

虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合は、入所施設への措置や短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の活用等により、高齢者の安全を確保する。

また、平成20年度から開始した虐待シェルター確保事業により、介護保険の要介護認定で要介護状態にない高齢者についても緊急一時的に避難できる場所を確保し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。

（保健福祉局61 2-24頁）

- 高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努める。

（保健福祉局75 2-25頁）

- 長寿すこやかセンターで、高齢社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、高齢社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、

すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進める。

(保健福祉局)

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について、平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが、今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか、権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。

(保健福祉局 7 4 2 - 2 5 頁)

- 高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で成年後見制度の需要はより一層高まることから、平成24年4月に設置した「成年後見支援センター」において、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援を行う。

また、高齢者人口の増加に伴う成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、各関係団体の協力を得ながら、引き続き市民後見人の養成及び活用を行う。

(保健福祉局 6 5, 6 6 2 - 2 4 頁)

- 認知症高齢者の急速な増加に対応し、認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援を行うため、高齢サポート（地域包括支援センター）等の相談対応能力の向上を図るとともに、地域における医療・介護等関係機関との連携構築に向けた取組支援及び認知症についての市民啓発等、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組として、「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」を実施する。

(保健福祉局 6 0 2 - 2 3 頁)

- 災害時に弱者となりやすい高齢者や障害者に、防火に対する知識を持ってもらうために、社会福祉施設等において、高齢者、障害者を対象とした防火・防災、応急手当に関する指導を行う。

(消防局 7 2 - 6 2 頁)

- 高齢者や耳の不自由な方が安心して職員と対応していただけるよう、本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービスコーナー、全営業所及び下水道管路管理センターの合計18箇所に「耳マーク」を表示した案内板を設置するほか、外勤の際に筆記用具を携帯する。

(上下水道局 2 2 - 6 9 頁)

- 急病や事故などの緊急の場合にボタン一つで消防指令センターへ通報を行う緊急通報システムを利用している高齢者等の世帯のうち、自力歩行が不能な方が居住する世帯を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を確保する。 （消防局 19 2－64 頁）
- 高齢社会の進展に伴い増加する高齢及び認知症のお客さまへの対処方法について、理解と知識を深めることを目的として、営業所職員及び点検委託業者職員を対象に、認知症あんしんサポーター養成講座及び高齢サポート職員との意見交換を実施し、高齢サポートを含めた福祉関係部署等との連携を強化する。 （上下水道局 3 2－69 頁）
- 高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社を構成員として設立した、京都市居住支援協議会（愛称：京都市すこやか住宅ネット）において、高齢者の入居が可能な「すこやか賃貸住宅」や、高齢者の住まい探しに御協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」の情報発信を行うほか、高齢者が抱える住まいに関する不安や疑問に応える「高齢者の住まいの相談会」の定期開催等の取組を行う。 （保健福祉局 1 2－17 頁，都市計画局 1 2－29 頁）

障害のある人

【現状と課題】

各種の取組を通じて、ノーマライゼーション*¹の理念は徐々に定着しつつあるが、「道路に障害物が多い」、「障害のある人に理解と関心を持ってほしい」といった意見が依然として多く寄せられており、物理的な障害のほかに、無理解・無関心といった問題が依然として存在している。また、今なお精神障害に関する誤った認識や偏見が存在していることが明らかになっている。

このため、障害のある人の人権の問題は、市民一人一人の身近な問題であるという視点、また障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自立した主体的な存在であり、すべての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進する。

*¹ ノーマライゼーション

さまざまな人々の多様な価値観や生活のスタイルをお互いに認め合い、障害のある人もない人も、高齢者も若者も、女性も男性も、生活の拠点である地域や家庭、学校や職場等の場において等しく参加し、支えあって生きていくことが正常な社会であるという考え方。

【26年度の主な取組】

- 障害者総合支援法における利用者負担については、平成22年4月から、低所得者（市民税非課税）の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置が講じられている。しかし、国制度では未だ不十分であるため、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、「新京都方式」として実施してきた本市独自軽減策が上回る部分については継続し、障害のある方のサービス利用を支援する。（保健福祉局）
- 障害のある方が生きがいを持って働ける仕事場づくりを推進するため、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、関係機関・団体等が協働した取組を推進する。また、障害のある方を対象とする京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、就労支援機関の専門的視点を反映するなど、一般就労へつなげるための実施環境整備のために一貫した体制を確立する。（保健福祉局4 2－17頁）
- 障害のある人一人一人が自立した主体的な存在として安心した地域生活を送ることができるよう、地域の身近な相談窓口である福祉事務所や保健センター、障害者地域生活支援センターにおいて、引き続き、障害のある人の様々な相談ニーズに対してきめ細やかな相談支援の提供に努める。なお、市内15箇所の障害者地域生活支援センターにおいては、全障害種別に対応できる

よう3障害（身体・知的・精神）対応化を図るとともに，うち5箇所を相談支援事業の後方支援，障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行う基幹相談支援センターとしても設置しており，引き続き相談機能の強化を図る。

また，京都市障害者相談員制度について，当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能*2を活かし，同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ，障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。

（保健福祉局 1 1 2－1 8 頁）

*2 ピアカウンセリング機能

同じ背景を持つ人同士が対等な立場での話の聞き合いを通して，きめ細かなサポートを行うことで，地域の中で自立生活を実現する手助けを行うこと。

- 認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人が地域で生活するために必要な福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について，平成19年度から全ての区社会福祉協議会を基幹的社協として実施体制を充実したが，今後も契約件数の増加に応じて体制の充実を図っていくほか，権利擁護にかかわる関係機関や団体で構成する「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し，権利擁護に係る施策・制度の普及や啓発等を推進する。（保健福祉局 7 4 2－2 5 頁）
- 知的な障害のある青少年が充実した余暇活動を行い，障害の有無にかかわらず，交流関係を広げることを目的として，東山青少年活動センターにおいて，音楽やダンスを使った創造表現活動「表現活動へのお誘い～からだではなそう～」を2クール（1クール＝5回程度），アトリエ活動「東山アトスペース」を2コース（全9回）実施する。（文化市民局 2 0 2－9 頁）
- 上下水道局におけるコミュニケーションボードの設置については，（外国人・外国籍市民）参照。（上下水道局 1 2－6 9 頁）
- 上下水道局での聴覚障害者への窓口対応支援については（高齢者）を参照。（上下水道局 2 2－6 9 頁）
- 平成24年10月の「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行に伴い，区役所，支所に養護者による障害者虐待に関する相談窓口を，市役所に障害福祉施設従事者及び使用者による障害者虐待に関する相談窓口を設置するとともに，虐待防止や早期発見のための協力体制づくりや，障害者虐待に関する相談があった場合に迅

速かつ適切に対応できる支援体制の構築を図った。

平成26年度はこれらの取組をさらに進めるとともに、より適切で効果的な支援に繋げるため、事例検討等の取組を実施する。また、障害のある方への理解を深め、障害者虐待を防止するための周知・啓発等にも引き続き取り組む。

(保健福祉局5 2－17頁)

同和問題

【現状と課題】

本市では、市民ぐるみで同和問題の解決に取り組み、住環境の大幅な改善などの成果をあげてきた。しかし、長年の同和行政の推進が成果とともに負の側面を生み出し、市民の不信感となって現れている面もある。

そのため、平成20年3月に、同和行政終結後もなお残る課題について審議し、必要な改革・見直しを行うことにより同和問題の真の解決を目指すため、「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」(以下「総点検委員会」という。)を設置し、1年間の審議を経て平成21年3月に報告をいただいた。

これを受け、本市では、平成19年度に遡って自立促進援助金制度を廃止し、返還を求めるべき奨学金の借受者に対して、返還の請求や返還免除のための手続を進めている。また、コミュニティセンターについては、全市的な観点から様々な行政課題や市民ニーズに応じた施設への転用について検討を進め、平成23年3月末をもって、いきいき市民活動センター等への転用を行った。その他にも、改良住宅の諸制度を公営住宅と同一のものに移行したほか、崇仁地区の将来ビジョンを検討する「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会」における崇仁北部地域の将来像の検討等、様々な改革・見直しを断行した。

今後は、解決までになお、時間を要する取組について早期完了に向けて着実に改革・見直しを進めていく。

【26年度の主な取組】

○ 自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務

引き続き、新たに設けた返還免除制度を的確に適用しつつ、返還を求めるべき奨学金の返還を求めていくとともに、資力があるにもかかわらず正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、裁判手続に移行していく。

(文化市民局41 2-12頁)

○ 改良住宅の管理及び運営について

改良住宅については、公営住宅と差異のあった取扱い（共益費，駐車場，家賃減免）を，平成21年4月1日から同一の取扱いに移行させた。

公営住宅，改良住宅ともに，平成23年2月に策定した京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき，既存住宅の適切な維持管理と改善を進めていく。長期有効活用を図るとともに，老朽化等の著しい住棟から適切に改善された住棟への住み替えを進める。

(文化市民局2 2-7頁，都市計画局)

○ 崇仁地区における環境改善について

引き続き、平成２２年７月に提出された「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、住宅地区改良事業の早期完了に向け、土地区画整理事業との合併施行を推進する。

また、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」に位置付けた「個性豊かで魅力的なまちづくり」を着実に進めていく。

（文化市民局２ ２－７頁，都市計画局）

○ 市立浴場等の地区施設について

市立浴場については、嘱託化の推進などの運営経費の削減や更なる効率化、利用者サービスの充実や職員マナーの向上等について取り組んでいく。

また、民間浴場との料金格差については、平成２６年２月に入浴料金の改定を行い、解消した。

なお、転用を行っていない旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き活用策を検討していく。

（文化市民局２ ２－７頁）

○ 同和問題についての人権教育・啓発の推進について

同和問題についての啓発・相談活動を効果的に実施するため、社会の構成員である市民と企業への啓発の一体的な取組を推進するとともに、市民に最も身近な地域の行政機関であり様々な団体との協働や多様な交流が可能な区役所や関係機関と連携しながら対応していく。また、市民的感覚の新しい発想を取り入れ、市民・企業の自主的な行動を一層支援することにより、粘り強く人権教育・啓発の取組を推進する。

（文化市民局２ ２－７頁）

外国人・外国籍市民

【現状と課題】

これまでの国際理解教育や啓発活動などの取組により、異なった民族、国籍、文化を持つ者が共に暮らしているという認識が市民の中に深まっているものの、依然、民族や国籍が違うというだけで、偏見や誹謗中傷（ヘイトスピーチ）をはじめとする差別的事象が見受けられるのも事実である。また、近年、新たに市内に定住する外国籍市民（ニューカマー）が増加する傾向にあり、言葉や文化の違いにより日常生活に支障が生じたり、社会から孤立したりするなどの問題が出てきている。

このような課題に対応するため、「京都市多文化施策懇話会」の提言を尊重しながら、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流への支援などにより国際理解の促進を図るとともに、多言語による情報提供や相談事業の充実などにより外国籍市民及び外国に文化的背景をもつ市民が安心して生活できる環境整備を行う。また、民族や国籍による差別を許さないまちづくりに向け、関係機関・団体と連携のうえ、差別事象に対する法務局へ対応要請など適切な対応を行うとともに、市民に対する啓発の強化に努める。さらに、こういった外国籍等の市民が地域社会で活躍することにより、あらゆる市民がより豊かな生活を送ることのできる、多文化が息づくまちづくりを進める。

【26年度の主な取組】

- 25年度に引き続き、本市の多文化共生施策についての意見を求める「京都市多文化施策懇話会」を開催する。7名の公募委員を含む計12名の委員が、地域における多文化共生の推進に関する事項について、調査し議論する。

（総合企画局9 2－5頁）

- 多様な国籍や文化的背景をもつ市民に、市内の様々な団体の催しで多文化交流活動をしていただく「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を実施する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。

（総合企画局6 2－4頁）

- 外国籍市民等が、安心して医療サービスを受け、健康に暮らすことができるよう、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施する。協定を結ぶ4病院に週3日までの範囲で要請に応じて、英語、中国語及び韓国・朝鮮語の医療通訳者を派遣する。

（総合企画局10 2－5頁）

- 日本語でのコミュニケーションが困難な外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が各々週 2 日間、電話で通訳・相談を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」を実施する。

(総合企画局 7 2－5 頁)

- 日本語でのコミュニケーションが困難な外国籍市民等が災害時に十分な支援を受けることができるよう、災害ボランティアの登録や災害発生時の通訳者派遣システムの整備など、災害時における外国籍市民等に対する支援体制を強化する。

(総合企画局)

- 多文化共生の地域づくりの一環として、多くの外国籍市民を含む地域住民等による自主活動が活発に行われてきた東九条地域を拠点に、地域福祉及び多文化共生の促進を目的として、住民主体の地域交流を深める事業等を行う「地域・多文化交流ネットワーク促進事業」を実施する。

(保健福祉局)

- 高齢又は障害のある外国籍市民が、必要な福祉サービスを利用することができるよう、外国語によるコミュニケーションが可能な者等が訪問相談や福祉サービスの利用支援等を行う「高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業」を実施する。

(保健福祉局 6 2 2－2 4 頁)

- 「外国人のお客さま」や「障がいのあるお客さま」との窓口対応での意思疎通の円滑化を図るため、上下水道局営業所の窓口対応の主な内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作成し、上下水道局の 9 営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。

(上下水道局 1 2－6 9 頁)

感染症患者等

【現状と課題】

H I V感染は世界全体では流行のピークを過ぎたとされるが、我が国におけるH I V感染者・エイズ患者の数は、増加傾向が見られ、積極的な予防施策を講じることが求められている。また、エイズに関する誤解や他人事とする意識等により患者・感染者及びその家族が、様々な差別を受けるなどの問題が生じている。このほか、エイズに関するあいまいな知識等により患者・感染者等への偏見や差別意識が生じ、人権上の問題が生じている。

このため、引き続き、患者・感染者の差別・偏見を解消するため、市民に対し、あらゆる機会を通じ、エイズに対する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発等のエイズ対策を推進する。

【26年度の主な取組】

- 保健センターにおいて、感染不安を持つ市民を対象に、無料・匿名でH I V検査を行うほか、下京保健センターにおいて夜間即日検査（月2回、午後6時～午後7時30分受付、予約制）を、京都工場保健会において土曜即日検査（月2回、午後4時～午後6時受付、予約制）を、継続して実施し受検機会の確保を図る。
（保健福祉局100、104 2－28頁）
- H I V検査普及週間（6月1日～6月7日）にあわせて、京都市におけるH I V検査・相談体制を拡充することでH I V検査の普及・推進を図る。
（保健福祉局100 2－28頁）
- 世界エイズデー（12月1日）にあわせて、市民一人ひとりがエイズについて正しく理解し、エイズのまん延防止と患者・感染者の差別・偏見の解消を図ることを目的として、街頭キャンペーン、ポスター掲示、啓発冊子の配布等の世界エイズデー関連啓発事業を実施する。
（保健福祉局101～103 2－28頁）
- 平成23年度から毎年10月に、エイズに関わる各種団体・個人が集まり、「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とし、A I D S文化フォーラム i n 京都を開催しており、本市も共催として参画している。平成26年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時のH I V検査を実施する。
（保健福祉局99 2－27頁、文化市民局18 2－9頁）

ホームレス

【現状と課題】

本市では、平成16年8月に策定した「京都市ホームレス自立支援等実施計画」（平成21年3月に第2期計画を策定）に基づき、様々なホームレス支援の取組を実施してきた。その結果、平成25年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）において、平成24年1月の調査結果より27人少ない139人が確認されており、平成15年2月に確認された624人からは77.7%も減少している。

しかしながら、平成24年1月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によると、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化の傾向が一層顕著になっている。また、本市の支援施策がホームレスの間に広く認知されている一方で、路上生活からの脱却について消極的な方の割合が増加するなど、新たな状況も生じている。

こうした状況を踏まえ、今後とも、個々のホームレスの状況に応じた、丁寧で粘り強い支援に取り組んでいく必要がある。

【26年度の主な取組】

- 本市に起居するホームレスについては、高齢化や路上生活期間の長期化等の問題があることから、長期的な支援や相談を実施するホームレス訪問相談事業を実施することで、自立に向けた意欲を喚起し、安定した生活につなげていく。
(保健福祉局29 2-20頁)
- 下京福祉事務所に来所したホームレスに対する相談及び面接や、借上げを行っている簡易旅館から居宅等での生活に向けた移行支援及び居宅確保直後のきめ細やかな生活指導を行う「京都市ホームレス自立生活推進事業」を引き続き実施する。
(保健福祉局29 2-20頁)
- 就労意欲はあるが正規雇用が決まらない者や、直ちにフルタイムでの就労が困難な者に対する支援が必要であることから、「ホームレス能力活用推進事業」として、自立支援センター利用者等を対象に、職業訓練的な職の情報収集及び情報提供、事業者向け説明会の開催や啓発活動を引き続き行っていく。
平成25年度からは、民間事業者から職業訓練的な職の提供を受けられるようになり、本事業利用者が直接雇用に至るなど、一定の成果が上がってい

るが、民間事業者からの職の提供については十分とは言えない状況が続いているため、本市からも職業訓練的な職の提供を引き続き行っていく。

(保健福祉局 29 2-20 頁)

- 現にホームレス状態にある者及び居宅生活に移行した者が地域社会へ定着するための支援や地域社会や関係機関に対し理解を求め、孤立を防止する事業や、交流場所の提供及び相談を実施する事業を実施するNPO等民間支援団体に対し、助成を行う「京都市ホームレス地域サポート事業」を引き続き実施する。

(保健福祉局 29 2-20 頁)

- 多重債務など法律的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスの支援策として、京都弁護士会の協力により「京都市ホームレス無料法律相談」を引き続き実施する。

(保健福祉局 29 2-20 頁)

その他の課題

【現状と課題】

個人情報に対する意識の変化や高度情報化の進展など、社会状況等の変化に伴って、住民票の写し等の不正取得事件をはじめとするプライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者等に対する人権侵害などの新たな人権課題に対する関心の高まりがうかがえる。また、今日、職場内の優位性を利用し、本人の人格や尊厳を傷付けるパワーハラスメントや職場でのいじめ、嫌がらせの問題なども顕在化してきている。

また、一定の条件を満たすことで、性同一性障害者が戸籍上の性別を変更できる特例法の制定や、犯罪被害者等基本法に基づく犯罪被害者等の権利の保護を図るための具体的な施策等を定めた犯罪被害者等基本計画の策定など、その対応が進められているものもあるが、新たな人権課題に対する社会的な理解は十分とは言えない。

このため、引き続き、人権課題として正しく理解され、その速やかな解決が図られるよう、必要な場合には国に対して適切かつ有効な措置を求めていくとともに、本市において、積極的に教育・啓発活動を推進し、実際の社会生活に関わる面での改善に資するよう取り組んでいく。

【26年度の主な取組】

- 新たな人権課題についての関心を高めるため、各種の人権啓発イベントにおいて人権啓発パネルを展示するほか、人権啓発情報誌や市民しんぶんにおいて取り上げるなど、広く周知を図る。

(文化市民局 49, 57 2-13 頁)

- インターネット上での人権問題に対処するため、引き続き、教育・啓発を推進するとともに、国に対して、現行法等では対応できない事象に対処するため、事業者の自主基準の設置を指導する等の差別行為の防止に向けた有効な措置を求めていく。

(文化市民局)

- 「京都市犯罪被害者等支援条例」(平成23年4月1日施行)に基づき、(公社)京都犯罪被害者支援センター内に設置した総合相談窓口を拠点として、犯罪被害者が受けた被害の回復及び軽減のため、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。

また、犯罪被害者を社会全体で支える地域社会の実現に向け、被害者が置かれた状況や市民の役割などに関する啓発事業や教育活動の企画・実施、民

間支援団体の活動促進のための広報，養成・研修などを行う。

(文化市民局 2 5 2－1 0 頁)

- 企業向け人権啓発講座等を通じて，パワーハラスメントをはじめとする職場でのいじめ等の人権侵害についての理解と意識の向上を促し，人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図る。(文化市民局 6 7 2－1 5 頁)

2 各局区別の取組